

豊田市民間木造住宅耐震改修工事等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊田市補助金等交付規則（昭和45年規則第34号）に定めるもののほか、旧基準木造住宅に係る耐震改修工事、解体工事及び耐震シェルター等整備工事に対する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付目的)

第2条 この補助金は、旧基準木造住宅の耐震改修工事、解体工事及び耐震シェルター等整備工事（以下「耐震改修工事等」という。）に要する費用を補助することによって耐震改修工事等の実施を促し、もって地震発生時における木造住宅の倒壊等による被害を軽減することにより、震災に強いまちづくりの促進を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 旧基準木造住宅 次に掲げる要件をすべて満たす住宅をいう。
 - ア 豊田市内にある木造住宅のうち、在来軸組構法又は伝統構法によって建てられている一戸建て住宅、長屋、併用住宅又は共同住宅であること。
ただし、国、地方公共団体その他公の機関が所有するものを除く
 - イ 昭和56年5月31日以前に着工された住宅であること
 - ウ 階数が2階建て以下の住宅であること
- (2) 木造住宅耐震診断 次のいずれかに該当する耐震診断をいう。
 - ア 豊田市が実施する無料耐震診断で、愛知県木造住宅耐震診断員登録要綱第2条第3号に規定する木造住宅耐震診断
 - イ 一般財団法人愛知県建築住宅センターが実施した住宅の耐震診断
- (3) 判定値 一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」の一般診断法又は精密診断法による上部構造評点の最小値をいう。ただし「階の判定値」とは、当該階の上部構造評点の最小値をいう。
- (4) 旧判定値 一般財団法人日本建築防災協会「わが家の耐震診断」による評点をいう。
- (5) 耐震改修工事 地震に対する安全性の向上を目的として実施する補強工事等（別表第1に定めるものに限る。以下同じ。）を含む改修工事をいう。
- (6) 一般耐震改修工事 耐震改修工事を1回で行う工事をいう。
- (7) 段階的耐震改修工事 耐震改修工事を、次に定める一段目耐震改修工事及び二段目耐震改修工事の2回に分けて行う工事をいう。
 - ア 一段目耐震改修工事 地震に対する安全性の向上を目的として、一定の耐震性を確保するために段階的に実施する1回目の補強工事等を含む改修工事をいう

イ 二段目耐震改修工事 一段目耐震改修工事において補助金の交付を受けた旧基準木造住宅について、全体的な耐震性確保のために段階的に実施する2回目の補強工事等を含む改修工事をいう

(8) 解体工事 地震による倒壊等の被害を防止することを目的として実施する、旧基準木造住宅の1棟すべてを解体する工事をいう。

(9) 耐震シェルター等整備工事 地震時に住宅の倒壊から人命を守ることを目的として、住宅内の一部に耐震性の高い空間を確保する装置で、豊田市長の認める耐震シェルター及び防災ベッドを整備する工事をいう。

(10) 高齢者 申請年の年度末時点で満65歳以上である者をいう。

(11) 障がい者 次のいずれかに該当する者をいう。

ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者

イ 精神保健及び精神障害福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)に規定された精神保健福祉手帳の交付を受けた者

ウ 愛知県知事の発行する療育手帳又は愛護手帳の交付を受けた者

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者(以下「補助対象者」という。)は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 旧基準木造住宅を所有している者又はその所有者の同意を得られる者であること。

(2) 耐震改修工事等を行おうとする住宅が、都市計画法、建築基準法その他の法令に違反していないこと。

(3) 市税を滞納していないこと。

(補助対象者の適用除外)

第5条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助対象者としな

(1) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

(2) 暴力団(暴力団法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

(3) 暴力団員が役員となっている団体

(4) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有している団体

(補助対象工事)

第6条 補助金の交付対象となる工事(以下「補助対象工事」という。)は、補助対象者が行う工事で、次に掲げるものとする。

(1) 豊田市が実施した木造住宅耐震診断(以下「豊田市診断」という。)において判定値若しくは旧判定値が1.0未満と診断された旧基準木造住宅又は平成17年度以前に実施した一般財団法人愛知県建築住宅センターの診断(以下「センター診断」という。)において得点が80点未満であった旧基準木造住宅について、判定値を1.0以上とする補強計画に基づいて行う耐震改修工事。ただし、1.0未満の判定値について、耐震改修工事前

の判定値に0.3を加算した数値以上とするものに限る。

(2) 次のいずれかに該当する段階的耐震改修工事業

ア 豊田市診断において判定値若しくは旧判定値が0.4以下と診断された旧基準木造住宅又はセンター診断において得点が40点以下であった旧基準木造住宅について、判定値を1.0以上とする補強計画に基づき、その一部を実施することによって判定値を0.7以上1.0未満とする一段目耐震改修工事。

イ 豊田市診断において各階の判定値若しくは旧判定値が1.0未満と診断された旧基準木造住宅又はセンター診断において各階の得点が80点未満であった旧基準木造住宅について、判定値を1.0以上とする補強計画に基づき、その一部を実施することによって1階の判定値を1.0以上とする一段目耐震改修工事。

(3) 前号の一段目耐震工事を行って補助金の交付を受けた旧基準木造住宅について、判定値を1.0以上とする補強計画のうち、一段目耐震改修工事で実施しなかった部分の二段目耐震改修工事。

(4) 豊田市診断において判定値若しくは旧判定値が0.7未満と診断された旧基準木造住宅又はセンター診断において得点が60点未満であった旧基準木造住宅について、これを解体し、運搬し、及び処分する解体工事。ただし、補助金の交付申請時において、現に居住用として使用している延べ床面積30平方メートル以上の住宅で、建設工事に係る資源の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号。以下「再資源化法」という。）に基づき、適正な分別解体、再資源化等を行うものに限る。

(5) 豊田市診断において判定値若しくは旧判定値が0.4以下と診断された旧基準木造住宅又はセンター診断において得点が40点以下であった旧基準木造住宅で、かつ高齢者又は障がい者が居住する住宅について実施する耐震シェルター等整備工事。ただし、当該建築物及びその敷地において耐震改修工事費補助金及び耐震シェルター等整備工事費補助金の交付を受けたことがないものに限る。

(補助金の額)

第7条 1戸当たり（長屋又は共同住宅の耐震改修工事及び解体工事の場合は1棟当たり）の補助金の額は、別表第2のとおりとする。

(端数処理)

第8条 補助金の額の決定に当たっては、算出された額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第9条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「交付申請者」という。）は、第6条に規定する補助対象工事に着手する前に、民間木造住宅耐震改修工事等補助金交付申請書（一般耐震改修工事は様式第1-1号、一段目耐震改修工事は様式第1-2号、二段目耐震改修工事は様式第1-3号、解体工事は様式第1-4号、耐震シェルター等整備工事は様式第1-5号）に、

次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 市税完納証明書
 - (2) 申請する住宅の建築年及び所有者が確認できる書類
 - (3) 申請する住宅の木造住宅耐震診断の結果報告書の写し
 - (4) 補助対象工事が耐震改修工事である場合は、次に掲げる図書を含む耐震改修工事計画書
 - ア 案内図
 - イ 配置図
 - ウ 各階平面図
 - エ 補強計画図その他の補強方法を示す図書
 - オ 耐震補強後の建物についての耐震診断の判定値（一段目耐震改修工事の場合は、判定値を1.0以上とするものを加えること。）
 - (5) 補助対象工事が耐震改修工事である場合は、次に掲げる見積書を含む耐震改修工事費見積書（集計）（一般耐震改修工事及び二段目耐震改修工事は様式第2-1号、一段目耐震改修工事は様式第2-2号）
 - ア 耐震改修補強工事費見積書
 - イ 附帯工事費見積書
 - ウ 改修設計・工事監理費見積書（二段目耐震改修工事の場合は、工事監理費見積書）
 - (6) 補助対象工事が解体工事である場合は、次に掲げる図書を含む解体工事計画書
 - ア 案内図
 - イ 配置図
 - ウ 各階平面図
 - エ 解体工事費見積書
 - (7) 補助対象工事が耐震シェルター等整備工事である場合は、次に掲げる図書を含む耐震シェルター等整備工事計画書
 - ア 案内図
 - イ 各階平面図（整備予定場所を明記したもの）
 - ウ 耐震シェルター等図面等（第3条第9号の要件が確認できる書類）
 - エ 耐震シェルター等整備工事費見積書
 - オ 高齢者又は障がい者であることを証する書類の写し等（第3条第10号又は第11号の要件が確認できる書類）
 - カ オにて住所が確認できない場合は、住民票の写し
 - (8) 補助金振込先金融機関報告書（様式第11号）
 - (9) 交付申請者が旧基準木造住宅の所有者の同意を得て補助対象工事を行う場合は、民間木造住宅耐震改修工事等同意書（様式第3号）
- 2 豊田市内の次に掲げる地区内において補助対象工事を行おうとする交付申請者は、事前に、関係する主管課と協議しなければならない。
- (1) 土地区画整理事業地内

(2) 都市計画施設内

3 別表第1の改修設計は、第1項に規定する申請の前に着手することができるものとする。

(交付の決定)

第10条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を適当と認めるときは、予算の範囲内において交付の決定をし、その旨を交付申請者に通知するものとする。

(計画の変更等)

第11条 交付申請者は、次の各号のいずれかに該当する変更を行おうとするときは、あらかじめ民間木造住宅耐震改修工事等計画変更承認申請書（一般耐震改修工事は様式第5-1号、一段目耐震改修工事は様式第5-2号、二段目耐震改修工事は様式第5-3号、耐震シェルター等整備工事は様式第5-4号、解体工事は様式第5-5号）を市長に提出して、その承認を受けなければならない。

(1)耐震改修工事の施工箇所の変更又は施工方法の変更(軽微なものを除く。)

(2)補助金の額の変更

2 前項の申請書には、第9条第1項第4号から第6号までの書類のうち、当該変更に係るものを添付しなければならない。

3 市長は、第1項の規定による変更の承認をしたときは、その旨を交付申請者に通知するものとする。

4 交付申請者は、補助対象工事を中止するときは、速やかに民間木造住宅耐震改修工事等中止届（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

5 市長は、前項の届出を受理したときは、その旨を交付申請者に通知するものとする。

第12条 削除

(中間検査)

第13条 交付申請者は、第6条第1号から第3号までに掲げる補助対象工事が中間検査の工程に達したときは、口頭その他の方法により市長にその旨を連絡しなければならない。

2 前項の中間検査の工程とは、別表第1の耐震補強工事のうち、木造躯体工事、基礎工事等の耐震性能を向上させるための主要な工事の施工状況が、目視にて確認できる工程をいう。

3 市長は、第1項の連絡を受けたときは、中間検査を行うことができるものとする。設計者は中間検査に立会わなければならない。

(実績報告等)

第14条 交付申請者は、補助対象工事が完了したときは、民間木造住宅耐震改修工事等完了実績報告書（一般耐震改修工事、一段目耐震改修工事、又は二段目耐震改修工事は様式第9-1号、解体工事は様式第9-2号、耐震シェルター等整備工事は様式第9-3号）に、次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 工事費及び改修設計・工事監理費（二段目耐震改修工事の場合は工事費及び工事監理費、耐震シェルター等整備工事の場合は整備工事費）に係る請求書又は領収書の写し。この場合において、請求書の写しを添付した場合は、補助金の請求時までには領収書の写しを提出しなければならない。
 - (2) 工事写真（施工箇所ごとに施工前、施工中及び施工後が確認できるもの）
 - (3) 解体工事の場合は、産業廃棄物管理票（マニフェストD票又はE票）の写し
 - (4) 請負契約書の写し（工事及び改修設計・工事監理費に係るもの。ただし、第二段耐震改修工事の場合は、工事及び工事監理費に係るもの。耐震シェルター等整備工事の場合は、整備工事費に係るもの）
 - (5) 解体工事の場合で、延べ床面積が80平方メートル以上の場合は、再資源化法第10条第1項の規定による届出をしたことを証する受領票（豊田市の受付印が押印されたもの）の写し
- 2 前項の実績報告書は、補助を受ける当該年度の2月末日までに提出しなければならない。
 - 3 市長は、第1項又は前項の実績報告書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、交付申請者に通知するものとする。
（補助金の交付）
- 第15条 交付申請者は、前条第3項の通知を受けたときは、速やかに請求書を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の請求書に基づき、交付申請者に補助金を交付するものとする。ただし、豊田市耐震等関連事業に係る補助金代理受領に関する事務取扱要領に定めるところにより、補助金の受領を当該補助事業の工事請負契約を締結した者（以下「事業者」という。）へ委任する場合は事業者に補助金を交付する。
（補助金の返還等）
- 第16条 市長は、交付申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させなければならない。
- (1) 虚偽の申請その他不正の行為により補助金の交付を受けたとき。
 - (2) 補助金の交付決定内容、当該決定に付した条件その他法令又はこの要綱の規定に違反したとき。
 - (3) 第14条第2項に規定する期日までに実績報告書を提出しなかったとき。
 - (4) 第5条各号のいずれかに該当する者であることが判明したとき。
 - (5) その他市長が補助金の交付を不相当と認めるとき。
- （書類の保管）
- 第17条 交付申請者は、補助金の交付に関する書類を整理するとともに、当該補助金の交付を受けた年度の終了の日から5年間、これを保管しなければならない。

(適用除外)

第18条 第7条の規定による補助金額の限度額までの交付を受けた旧基準木造住宅については、再びこの補助金の対象とすることはできないものとする。

(委任)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和6年3月31日に限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき、交付申請がなされた補助金に関しては、同日後も、なお効力を有する。

別表第1（第3条関係）

補 強 工 事 等

	耐震補強工事	改修設計	附 帯 工 事
1 調査	・耐震精密診断	・地盤調査	
2 耐震改修計画の作成等		・改修設計 ・工事監理	
3 総合判定において必要耐力(Qr)を低減させることを目的とした工事	・地盤改良工事		<ul style="list-style-type: none"> ・屋根工事 ・木造躯体工事（屋根及び壁の軽量化を図るもの並びに床面積を減ずるもの） ・仮設工事及び既設部分の撤去工事（建築設備等を含む。） ・撤去部分の復旧工事
4 総合判定において建物の強さ(P)の評価を向上させることを目的とした工事	<ul style="list-style-type: none"> ・木造躯体工事 ・基礎工事（土工事を含む。） 		<ul style="list-style-type: none"> ・仮設工事及び既設部分の撤去工事（建築設備等を含む。） ・撤去部分の復旧工事（造作、左官、内外装、建具、塗装及び建築設備の工事）
5 総合判定において劣化度(D)の評価を向上させることを目的とした工事			<ul style="list-style-type: none"> ・木造躯体工事（劣化部材の取替え） ・仮設工事及び既設部分の撤去工事（建築設備等を含む。） ・撤去部分の復旧工事（造作、左官、内外装、建具、塗装及び建築設備の工事）
6 その他の補強工事	・上記のほか、耐震性能を向上させるものとして市長が認める工事		・上記のほか、耐震性能を向上させる工事に附帯するものとして市長が認める工事

別表第 2（第 7 条関係）

補助対象経費	補助金の額
<p>1 第 6 条第 1 号に規定する耐震改修工事に要する経費</p>	<p>次に掲げる額を合計した額から租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 41 条の 19 の 2 に規定する所得税額の特別控除の額を差し引いた額とする。</p> <p>（1）耐震補強工事費及び附帯工事費の合計額の 80% に 90 / 100 を乗じた額。ただし、90 万円を限度とする。</p> <p>（2）改修設計・工事監理費に 2 / 3 を乗じた額、耐震補強工事費及び附帯工事費の合計額の 80% に 10 / 100 を乗じた額、または 10 万円のいずれか低い額。</p>
<p>2 第 6 条第 2 号に規定する一段目耐震改修工事に要する経費</p>	<p>次に掲げる額を合計した額とする。</p> <p>（1）改修設計・工事監理費に 2 / 3 を乗じた額。ただし、10 万円を限度とする。</p> <p>（2）耐震改修工事費（附帯工事費を含む。）。ただし、50 万円を限度とする。</p>
<p>3 第 6 条第 3 号に規定する二段目耐震改修工事に要する経費</p>	<p>次に掲げる額を合計した額から租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 41 条の 19 の 2 に規定する所得税額の特別控除の額を差し引いた額とする。</p> <p>（1）耐震補強工事費に 23% を乗じた額と附帯工事費の合計額。ただし、25 万円を限度とする。</p> <p>（2）工事監理費に 2 / 3 を乗じた額。ただし、5 万円を限度とする。</p>
<p>4 第 6 条第 4 号に規定する解体工事に要する経費</p>	<p>対象経費の額とする。ただし、20 万円を限度とする。</p>
<p>5 第 6 条第 5 号に規定する耐震シェルター等整備工事に要する経費</p>	<p>対象経費の額とする。ただし、30 万円を限度とする。</p>

豊田市長 様

〒

住所

〒

申請者 氏名

生年月日 (大正・昭和・平成) 年 月 日

電話

民間木造住宅耐震改修工事等補助金交付申請書

豊田市民間木造住宅耐震改修工事等補助金交付要綱第4条及び第5条の規定を確認し、第9条第1項の規定により、補助金の交付を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 建築物の概要

- (1) 所有者氏名
- (2) 所在地 豊田市
- (3) 建設時期 (明治・大正・昭和) 年 月 日
- (4) 床面積 1階 m² 2階 m² 延べ面積 m²
- (5) 区域等 土地区画整理 (内・外) / 都市計画施設 (内・外)
- (6) 耐震診断の実施 年度 受付番号 設計者が再診断をした場合
及び評点 1階 X方向 Y方向 1階 X方向 Y方向
2階 X方向 Y方向 2階 X方向 Y方向

2 耐震改修工事の概要

- (1) 工事の名称 耐震改修工事
- (2) 設計者 事務所登録 (一級・二級・木造) 建築士事務所 () 知事登録第 号
事務所名称
電話番号 FAX 番号
資格 (一級・二級・木造) 建築士 () 登録第 号
氏名
- (3) 補強後の評点 1階 X方向 Y方向
2階 X方向 Y方向
- (4) 予定工期 年 月 日 ~ 年 月 日

3 補助申請額 千円

対象経費		率	補助金額 (千円未満切捨て)		
耐震補強工事費及び附帯工事費 ^④	円	80%*90/100	円	千円	≤900千円
改修設計・工事監理費	円	2/3 かつ ^④ の 80%*10/100	円	千円	≤100千円
計	円			千円	≤1,000千円

4 添付書類

- 前年度の市税完納証明書 (申請者、所有者の全員分)
- 申請住宅の建築年及び所有者が確認できる書類
- 木造住宅耐震診断の結果報告書の写し (第3条第2号に掲げるもの) 全て
- 耐震改修工事計画書 [案内図、配置図、各階平面図、補強計画図、補強方法を示す図書等]
- 耐震改修工事費見積書 (集計) 【様式第2-1号】
- 耐震改修補強工事費見積書、附帯工事費見積書、改修設計・工事監理費見積書の写し
- 振込金融機関報告書 【様式第1-1号】

豊田市長 様

〒

住所

〒

申請者 氏名

生年月日 (大正・昭和・平成) 年 月 日

電話

民間木造住宅耐震改修工事等補助金交付申請書 (一段目)

豊田市民間木造住宅耐震改修工事等補助金交付要綱第4条及び第5条の規定を確認し、第9条第1項の規定により、補助金の交付を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 建築物の概要

- (1) 所有者氏名
- (2) 所在地 豊田市
- (3) 建設時期 (明治・大正・昭和) 年 月 日
- (4) 床面積 1階 m² 2階 m² 延べ面積 m²
- (5) 区域等 土地区画整理 (内・外) / 都市計画施設 (内・外)
- (6) 耐震診断の実施 年度 受付番号 設計者が再診断をした場合
及び評点 1階 X方向 Y方向 1階 X方向 Y方向
2階 X方向 Y方向 2階 X方向 Y方向

2 耐震改修工事の概要

- (1) 工事の名称 耐震改修工事 (一段目)
- (2) 設計者 事務所登録 (一級・二級・木造) 建築士事務所 () 知事登録第 号
事務所名称
電話番号 FAX 番号
資格 (一級・二級・木造) 建築士 () 登録第 号
氏名
- (3) 補強後の評点 一段目耐震改修 二段目耐震改修
1階 X方向 Y方向 1階 X方向 Y方向
2階 X方向 Y方向 2階 X方向 Y方向
- (4) 予定工期 年 月 日 ~ 年 月 日

3 補助申請額

千円

対象経費	率	補助金額 (千円未満切捨て)
耐震改修工事費	円 10/10	円 千円 ≤500 千円
改修設計・工事監理費	円 2/3	円 千円 ≤100 千円
計	円	千円

4 添付書類

- 前年度の市税完納証明書 (申請者、所有者の全員分)
- 申請住宅の建築年及び所有者が確認できる書類
- 木造住宅耐震診断の結果報告書の写し (第3条第2号に掲げるもの) 全て
- 耐震改修工事計画書 [案内図、配置図、各階平面図、補強計画図 (二段目耐震改修も含む)、補強方法を示す図書等]
- 耐震改修工事費見積書 (集計) 一段目【様式第2-2号】
- 耐震改修工事費見積書 (補強工事及び附帯工事)、改修設計・工事監理費見積書の写し
- 振込金融機関報告書【様式第1-1号】

豊田市長 様

〒 ー

住所

〒

申請者 氏名

生年月日 (大正・昭和・平成) 年 月 日

電話

民間木造住宅耐震改修工事等補助金交付申請書 (二段目)

豊田市民間木造住宅耐震改修工事等補助金交付要綱第4条及び第5条の規定を確認し、第9条第1項の規定により、補助金の交付を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 建築物の概要

- (1) 所有者氏名
- (2) 所在地 豊田市
- (3) 建設時期 (明治・大正・昭和) 年 月 日
- (4) 床面積 1階 m² 2階 m² 延べ面積 m²
- (5) 区域等 土地区画整理 (内・外) / 都市計画施設 (内・外)
- (6) 耐震診断・耐震 年度 受付番号 一段目改修後の評点 (年度改修)
- 改修の実施及び 1階 X方向 Y方向 1階 X方向 Y方向
- 評点 2階 X方向 Y方向 2階 X方向 Y方向

2 耐震改修工事の概要

- (1) 工事の名称 耐震改修工事 (二段目)
- (2) 設計者 事務所登録 (一級・二級・木造) 建築士事務所 () 知事登録第 号
- 事務所名称
- 電話番号 FAX 番号
- 資格 (一級・二級・木造) 建築士 () 登録第 号
- 氏名
- (3) 補強後の評点 1階 X方向 Y方向
- (二段目耐震改修) 2階 X方向 Y方向
- (4) 予定工期 年 月 日 ~ 年 月 日

3 補助申請額 千円

対象経費		率		補助金額 (千円未満切捨て)	
耐震補強工事費	円	23%	円	千円	≤250千円 ^①
改修工事監理費	円	2/3	円	千円	≤ 50千円
附帯工事費	円	10/10	円	千円	250千円- ^① ≤250千円
計	円			千円	≤300千円

4 添付書類

- ① 前年度の市税完納証明書 (申請者、所有者の全員分)
- ② 申請住宅の建築年及び所有者が確認できる書類
- ③ 木造住宅耐震診断の結果報告書の写し (第3条第2号に掲げるもの) 全て
- ④ 耐震改修工事計画書 [案内図、配置図、各階平面図、補強計画図、補強方法を示す図書等]
- ⑤ 耐震改修工事費見積書 (集計) 【様式第2-1号】
- ⑥ 耐震改修補強工事費見積書、附帯工事費見積書、工事監理費見積書の写し
- ⑦ 振込金融機関報告書 【様式第1-1号】

豊田市長 様

〒

住所

カガナ

申請者 氏名

生年月日 (大正・昭和・平成) 年 月 日

電話

※電話番号は解体後にも連絡がつくもの

代理者 氏名

電話番号

※代理者は事務所登録のある建築士か行政書士

民間木造住宅耐震改修工事等補助金交付申請書(解体工事)

豊田市民間木造住宅耐震改修工事等補助金交付要綱第4条及び第5条の規定を確認し、第9条第1項の規定により、補助金の交付を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 建築物の概要

(1) 所有者氏名

(2) 所在地 豊田市

(3) 建設時期 (明治・大正・昭和) 年 月 日

(4) 床面積 1階 m² 2階 m² 延べ面積 m²

(5) 区域等 土地区画整理(内・外) / 都市計画施設(内・外)

(6) 耐震診断の実施 年度 受付番号

及び評点 1階 X方向 Y方向

2階 X方向 Y方向

2 解体工事の概要

(1) 工事の名称

解体工事

(2) 施工業者 業者名

現場責任者

所在地

電話番号

(3) 予定工期 年 月 日 ~ 年 月 日

3 補助申請額 千円 (補助対象経費 円)

4 添付書類

- ① 前年度の市税完納証明書(申請者、所有者の全員分)
- ② 申請住宅の建築年及び所有者が確認できる書類
- ③ 木造住宅耐震診断の結果報告書の写し(第3条第2号に掲げるもの)全て
- ④ 解体工事計画書〔案内図、配置図、各階平面図、解体工事費見積書〕
- ⑤ 振込金融機関報告書【様式第11号】
- ⑥ 委任状(代理者がいる場合のみ)

※ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律による届出をすること(80m²以上)
吹付け石綿や石綿含有建材を処理する際には、届出や処理方法等の関係法令規定を遵守すること

豊田市長 様

〒

住所

カガナ

申請者 氏名

生年月日 (大正・昭和・平成) 年 月 日

電話

代理人 氏名

電話番号

※代理人は事務所登録のある建築士か行政書士

民間木造住宅耐震改修工事等補助金交付申請書(耐震シェルター等)

豊田市民間木造住宅耐震改修工事等補助金交付要綱第4条及び第5条の規定を確認し、第9条第1項の規定により、補助金の交付を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 建築物の概要

- (1) 所有者氏名
- (2) 所在地 豊田市
- (3) 建設時期 (明治・大正・昭和) 年 月 日
- (4) 床面積 1階 m² 2階 m² 延べ面積 m²
- (5) 区域等 土地区画整理(内・外) / 都市計画施設(内・外)
- (6) 耐震診断の実施 年度 受付番号
- 及び評点 1階 X方向 Y方向
- 2階 X方向 Y方向

2 耐震シェルター等整備工事の概要

- (1) 工事の名称 整備工事
- (2) 施工業者 業者名 現場責任者
- 所在地
- 電話番号
- (3) 予定工期 年 月 日 ~ 年 月 日

3 補助申請額 千円 (補助対象経費 円)

4 添付書類

- ① 前年度の市税完納証明書(申請者、所有者の全員分)
- ② 申請住宅の建築年及び所有者が確認できる書類
- ③ 木造住宅耐震診断の結果報告書の写し(第3条第2号に掲げるもの)全て
- ④ 耐震シェルター等整備工事計画書[案内図、各階平面図(シェルター等整備予定場所が分かるもの)、耐震シェルター等図(第3条(9)の要件が確認できるもの)、シェルター等整備工事費見積書]
- ⑤ 高齢者又は障がい者であることを証する書類の写し
- ⑥ ⑤にて住所が確認できない場合は、住民票の写し
- ⑦ 振込金融機関報告書【様式第11号】
- ⑧ 委任状(代理者がいる場合のみ)

民間木造住宅耐震改修工事等同意書

年 月 日

（申請者）

住所

氏名様

（建物所有者）

住所

氏名^印

申請者との続柄

このたび、私が所有する下記の建物について、申請者が豊田市民間木造住宅耐震改修工事等補助金交付要綱に基づく（耐震改修工事 / 段階的耐震改修工事 / 解体工事 / 耐震シェルター等整備工事）をすることに何ら異議なく同意します。

記

1 所在地 豊田市

2 建築年 明治・大正・昭和 年 月 日

3 床面積 1階 m² 2階 m² 延べ面積 m²

豊田市長 様

〒 _____
住所 _____

〒 _____
カガナ

申請者 氏名 _____

電話 _____

民間木造住宅耐震改修工事等計画変更承認申請書

年 月 日付 豊 発第 _____ 号により交付決定通知のありました補助対象
工事について、計画を下記のとおり変更したいので、関係書類を添えて申請します。

記

1 工事の名称 _____ 耐震改修工事

2 変更の内容

(1) 耐震改修工事の変更 _____

(2) 補助金額の変更

変更前の補助申請額 _____ 千円

対象経費	率		補助金額(千円未満切捨て)	
耐震補強工事費及び 附帯工事費 [㊤]	円 80%*90/100	円	千円	≤900千円
改修設計・工事監理費	円 2/3 かつ [㊤] の 80%*10/100	円	千円	≤100千円
計	円		千円	≤1,000千円

変更後の補助申請額 _____ 千円

対象経費	率		補助金額(千円未満切捨て)	
耐震補強工事費及び 附帯工事費 [㊤]	円 80%*90/100	円	千円	≤900千円
改修設計・工事監理費	円 2/3 かつ [㊤] の 80%*10/100	円	千円	≤100千円
計	円		千円	≤1,000千円

3 変更の理由 _____

4 添付書類 耐震改修工事計画書
耐震改修工事費見積書(集計)

豊田市長 様

〒 _____
住所 _____

〒 _____
〒 _____

申請者 氏名 _____

電話 _____

民間木造住宅耐震改修工事等計画変更承認申請書(二段目)

年 月 日付 豊 発第 _____ 号により交付決定通知のありました補助対象
工事について、計画を下記のとおり変更したいので、関係書類を添えて申請します。

記

1 工事の名称 _____ 耐震改修工事(二段目)

2 変更の内容

(1) 耐震改修工事の変更 _____

(2) 補助金額の変更

変更前の補助申請額 _____ 千円

対象経費		率		補助金額(千円未満切捨て)	
耐震補強工事費	円	23%	円	千円	≤250千円 [㊤]
工事監理費	円	2/3	円	千円	≤50千円
附帯工事費	円	10/10	円	千円	250千円- [㊤] ≤250千円
計	円			千円	≤300千円

変更後の補助申請額 _____ 千円

対象経費		率		補助金額(千円未満切捨て)	
耐震補強工事費	円	23%	円	千円	≤250千円 [㊤]
工事監理費	円	2/3	円	千円	≤50千円
附帯工事費	円	10/10	円	千円	250千円- [㊤] ≤250千円
計	円			千円	≤300千円

3 変更の理由 _____

4 添付書類 耐震改修工事計画書
耐震改修工事費見積書(集計)

豊田市長 様

〒 _____
住所 _____

申請者 氏名 _____

電話 _____

民間木造住宅耐震改修工事等計画変更承認申請書(耐震シェルター等)

年 月 日付 豊 発第 _____ 号により交付決定通知のありました補助対象
工事について、計画を下記のとおり変更したいので、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 工事の名称 整備工事
- 2 変更の内容
 - (1) 工事の変更内容
 -
 -
 - (2) 補助金額の変更

変更前の補助対象経費 千円
変更前の補助申請額 千円
変更後の補助対象経費 千円
変更後の補助申請額 千円
- 3 変更の理由
-
-
- 4 添付書類 耐震シェルター等整備工事計画書

豊田市長 様

〒 _____
住所 _____

〒 _____
申請者 氏名 _____

電話 _____

民間木造住宅耐震改修工事等計画変更承認申請書(解体工事)

年 月 日付 豊 発第 _____ 号により交付決定通知のありました補助対象
工事について、計画を下記のとおり変更したいので、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 工事の名称 解体工事
- 2 変更の内容
 - (1) 工事の変更内容
.....
 - (2) 補助金額の変更

変更前の補助対象経費 千円
変更前の補助申請額 千円
変更後の補助対象経費 千円
変更後の補助申請額 千円
- 3 変更の理由
.....
.....
- 4 添付書類 解体工事費見積書

豊田市長 様

〒 _____
住所 _____
カガナ
申請者 氏名 _____
電話 _____

民間木造住宅耐震改修工事等中止届

年 月 日付 豊 発第 _____ 号により交付決定通知のありました補助対象工
事について、下記により中止したいので届け出ます。

記

1 工事の名称

..... 工事

2 中止の理由

.....
.....
.....

豊田市長 様

〒 _____
住所 _____
カガナ
申請者 氏名 _____
電話 _____

民間木造住宅耐震改修工事等完了実績報告書

年 月 日付 豊 発第 _____ 号により交付決定通知のありました補助対象工事が下記のとおり完了しましたので、関係書類を添えて報告します。

記

1 工事の名称

_____ 耐震改修工事

2 着手及び完了年月日

着手 _____ 年 _____ 月 _____ 日
完了 _____ 年 _____ 月 _____ 日

3 添付書類

- ① 工事費及び設計・工事監理費の請求書又は領収書の写し ※最終的に領収書は必ず必要
(工事費は施工業者、設計・工事監理費は建築士の発行したものに限り)
- ② 施工箇所毎にまとめた、施工前、施工中及び施工完了時の写真
- ③ 請負契約書の写し(工事、設計・工事監理)(ただし二段目耐震改修工事は工事監理のみ)

4 耐震改修等工事の完了の確認

上記の民間木造住宅耐震改修工事は、補助金交付申請に基づき適正に工事が施工されていることを確認しました。

資格(一級・二級・木造)建築士(_____)登録第 _____ 号

耐震改修工事完了確認者 氏名 _____

豊田市長 様

〒 _____
住所 _____

〒 _____
カガナ

申請者 氏名 _____

電話 _____

※電話番号は解体後にも連絡がつくもの

民間木造住宅耐震改修工事等完了実績報告書(解体工事)

年 月 日付 豊 発第 _____ 号により交付決定通知のありました補助対象工事が下記のとおり完了しましたので、関係書類を添えて報告します。

記

1 工事の名称

_____ 解体工事

2 着手及び完了年月日

着手 _____ 年 _____ 月 _____ 日

完了 _____ 年 _____ 月 _____ 日

3 添付書類

- ① 工事費の請求書又は領収書の写し ※最終的に領収書は必ず必要
- ② 施工前、施工中及び施工完了時の写真
- ③ 産業廃棄物管理票(マニフェストE票またはD票)の写し
- ④ 請負契約書の写し
- ⑤ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条第1項の規定による届出書受領票(豊田市の受付印が押印されたもの)の写し(延べ面積が80㎡以上の場合に限る)

豊田市長 様

〒 _____
住所 _____
カガナ
申請者 氏名 _____
電話 _____

民間木造住宅耐震改修工事等完了実績報告書(耐震シェルター等)

年 月 日付 豊 発第 _____ 号により交付決定通知のありました補助対象工事が下記のとおり完了しましたので、関係書類を添えて報告します。

記

1 工事の名称

.....整備工事

2 着手及び完了年月日

着手年月日

完了年月日

3 添付書類

- ① 工事費の請求書又は領収書の写し ※最終的に領収書は必ず必要
- ② 施工前、施工中及び施工完了時の写真
- ③ 請負契約書の写し

〒 _____
住所.....

申請者 氏名.....

電話.....

補助金振込先金融機関報告書

記

金融機関名	銀行 金庫 農協	本店（所） 支店 支所
預金の種類	普通 当座	（該当を○で囲む。）
口座番号		
フリガナ		
口座名義		